

日本臨床神経生理学会認定制度の基本理念

今日、国民の専門志向が強まり、学会認定制度が整備されているにもかかわらず、脳波および筋電図・神経伝導検査の認定制度はない。このために本制度を導入し、臨床神経生理検査および研究について質の保証と水準の向上を図るとともに、日本臨床神経生理学会の活性化を目指す。

方針：

1. 神経学的補助検査（診断目的の患者検査）および研究のために臨床神経生理検査に従事する者が、基本的に重要な知識と技術を有していることを認定する。
2. 認定医制度と認定技術師制度に分ける。
3. それぞれの制度において、脳波分野と筋電図・神経伝導分野に分ける。
4. 書類審査と試験により認定を行う。
5. 本学会認定委員会が審査を行い、理事会が決定する。
6. 認定の有効期間は5年間とする。
7. 認定の更新は書類審査とする。
8. 高度水準の専門性を認定する「専門医（仮称）」、「専門技術師（仮称）」の制度については、今後検討を行う。
9. 認定技術師に関しては、診療の補助行為としての検査資格を認定するものではなく、基本的に重要な知識と技術を有することを認定する。
10. 誘発電位に関しては、今後の検討課題とする。

日本臨床神経生理学会認定医制度

目的： 神経学的補助検査（診断目的の患者検査）としての臨床神経生理検査を実施し，その所見を判読・解釈して臨床的貢献を行う医師について，基本的に重要な知識と技術を有することを日本臨床神経生理学会（以下“本学会”）が認定し，検査と診断等における臨床貢献の質を保証し，かつその水準の向上を目指す。

種類： 脳波に関する認定医と，筋電図・神経伝導に関する認定医の二種類に分ける。それぞれ日本臨床神経生理学会認定医（脳波），日本臨床神経生理学会認定医（筋電図・神経伝導）と称する。

資格： 以下の項目のすべてを満たす必要がある。

1. 医師の資格を有すること。
2. 臨床経験が5年以上（初期臨床研修期間の2年間を含む）あること。
3. 申請時点において，継続的に3年間以上の本学会会員歴を有すること。学生会員歴も認めるが，正会員歴が含まれていること。
4. 脳波あるいは筋電図・神経伝導の臨床的検査・所見診断に3年間以上（他の検査・診断との兼務期間も含む）従事した経験を有すること。
5. 本学会主催の学術集会，技術講習会および関連講習会（附則7）への参加が，申請時点からさかのぼって3年以内に2回以上あること。ただし，少なくとも1回は本学会主催の学術集会あるいは講習会であること。
6. 認定研修施設あるいは認定委員会が認める研究施設における1年以上の研修歴を有すること。ただし，認定研修施設あるいは認定委員会が認める研究施設が確定するまでは，暫定措置として，1年以上の研修歴を有することを認定医あるいは認定技術師が証明する書類を提出すること。

試験：

1. 年1回施行する。
2. マルチプルチョイス問題あるいは筆記試験を，脳波および筋電図・神経伝導の分野ごとに個別に行う。両分野を同日中に受験することも可とする。
3. 各分野の検査・診断あるいは研究に必要な神経・筋解剖および発達，生理学，電子・物理学，検査の理論・方法・技術，検査所見の判読およびその解釈に関する基本的知識，検査中の緊急事態に対する対処方法等の知識・技術に関して審査する。
4. 面接・実技試験も考慮する。

申請書： 認定を希望する者は以下の書類を本学会に提出する。

1. 本学会指定の申込書。
2. 医師免許証のコピー。
3. 該当分野における検査・診断あるいは研究の経験に関する医療・研究機関（ただし，移行措置後，認定研修施設が確立された段階ではその責任者）の責任者による証明書。
4. 学術集会等に参加したことを証明する参加証あるいは抄録等のコピー（附則8）。
5. 最近5年間に自分が実際に経験した脳波記録のコピーとその所見のレポート，あるいは筋電図・神経伝導検査等の波形のコピーないしその所見のレポートを5例分提出する（附則9）。

申請料： 脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ5千円とする（附則5）。

認定： 認定は本学会認定委員会が資格，試験成績の審査を行い，理事会が決定する。

認定料： 脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ2万円とする（附則6）。

有効期間： 5年間とする。

資格更新： 資格更新手続きを行い，以下の条件を満たす者は資格を更新できる。更新資格の有効期間は5年間とする。

1. 認定資格取得後引き続き5年間本学会会員であること。
2. 更新は点数制度（附則10）とし，本学会主催の学術集会，技術講習会および関連講習会または関連学会，研究会への参加，あるいは論文により，5年間で50点以上を満たした場合とする。ただし，本学会主催の学術集会，技術講習会への参加あるいは「臨床神経生理学」あるいは「Clinical Neurophysiology」の原著論文掲載で30点以上を取らなければならない。
3. 海外留学やその他のやむを得ない理由で点数が50点に満たない場合には，その理由を書面で本学会へ提出すること。審査の上，正当な理由と判断された場合には，取得期間の延長を認める。
4. 更新申込書，学術集会等の参加証あるいは抄録等のコピーを提出する（附則8）。
5. 本学会認定委員会が資格の審査を行い，理事会が決定する。

移行措置： この制度が施行されてから3年間は移行措置として試験を免除し，書類により認定の審査を行う。

1. 移行措置による認定を申請する者は，上に定めた試験による認定申請者の“資格”の1-5を満足するとともに，以下の付加条件のうち および あるいは を満たしていること（附則11）。

申請時点において，継続的に5年間以上の本学会会員歴を有すること。

申請時点からさかのぼって5年以内に，本学会主催の学術集会あるいは講習会への出席が3回以上または本学会主催の学術集会あるいは講習会での筆頭発表者としての発表が1回以上あること。

最近10年間に脳波あるいは筋電図・神経伝導検査に関する原著論文，総説，著書等が3編以上（うち1編は筆頭著者であることが望ましい）あること（附則12）。論文の別刷りまたはコピーを1部提出すること。

最近5年間に自分が実際に経験した脳波記録（10秒程度）のコピーとその所見のレポート，あるいは筋電図・神経伝導検査等の波形のコピーないしその所見のレポートを10例提出すること（附則9）。

2. 学術集会等に参加したことを証明する参加証あるいは抄録等のコピーを提出すること（附則8）。
3. 移行措置による認定を希望する者は，移行措置用申請書を提出する（附則13）。
4. 本学会認定委員会が資格の審査を行い，理事会が決定する。

日本臨床神経生理学会認定技術師制度

目的： 神経学的補助検査（診断目的の患者検査）あるいは研究のために臨床神経生理検査を実施する者について、基本的に重要な知識と技術を有することを日本臨床神経生理学会（以下"本学会"）が認定し、検査あるいは研究の質を保証し、かつその水準の向上を目指す。

種類： 脳波に関する認定技術師と、筋電図・神経伝導に関する認定技術師の二種類に分ける。それぞれ日本臨床神経生理学会認定技術師（脳波）、日本臨床神経生理学会認定技術師（筋電図・神経伝導）と称する。

資格： 以下の項目のすべてを満たす必要がある。

1. 臨床検査技師、理学療法士、医師、歯科医師、看護師等の資格を有すること、または4年制以上の大学卒業者で臨床神経生理分野の研究者であること。
2. 申請時点において、継続的に3年間以上の本学会会員歴を有すること。学生会員歴も認めるが、正会員歴が含まれていること。
3. 脳波あるいは筋電図・神経伝導の臨床的検査あるいは研究に3年間以上（他の検査・研究との兼務期間も含む）従事した経験を有すること。
4. 本学会主催の学術集会あるいは技術講習会および関連講習会（附則7）、または関連学会（国際学会を含む）への参加が、申請時点からさかのぼって3年以内に2回以上あること。ただし、少なくとも1回は本学会主催の学術集会あるいは講習会であること。

試験：

1. 年1回施行する。
2. マルチプルチョイス問題あるいは筆記試験を、脳波および筋電図・神経伝導の分野ごとに個別に行う。両分野を同日中に受験することも可とする。
3. 各分野の検査あるいは研究に必要な神経・筋解剖および発達、生理学、電子・物理学、検査の理論・方法・技術、検査所見に関する基礎知識、検査中の緊急事態に対する対処方法等の知識・技術に関して審査する。
4. 面接・実技試験も考慮する。

申請書： 認定を希望する者は以下の書類を本学会に提出する。

1. 本学会指定の申込書。
2. 該当する資格の免許証等のコピー。
3. 該当分野における検査・研究の経験に関する医療・研究機関の責任者による証明書。
4. 学術集会等に参加したことを証明する参加証あるいは抄録等のコピー（附則8）。
5. 最近5年間に自分が実際に記録ないし経験した脳波記録のコピー、あるいは神経伝導検査等の波形のコピーを5例分提出する（附則9）。

申請料： 脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ5千円とする（附則5）。

認定： 認定は本学会認定委員会が資格、試験成績の審査を行い、理事会が決定する。

認定料： 脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ1万円とする（附則6）。

有効期間： 5年間とする。

資格更新： 資格更新手続きを行い、以下の条件を満たす者は資格を更新できる。更新資格の有効期間は5年間とする。

1. 認定資格取得後引き続き5年間本学会会員であること。

2. 更新は点数制度（附則 10）とし，本学会主催の学術集会，技術講習会および関連講習会または関連学会，研究会への参加あるいは論文により，5 年間で 40 点以上を満たした場合とする。ただし，本学会主催の学術集会，技術講習会あるいは関連講習会への参加で 20 点以上を取らなければならない。
3. 海外留学やその他のやむを得ない理由で点数が 40 点に満たない場合には，その理由を書面で本学会へ提出すること。審査の上，正当な理由と判断された場合には，取得期間の延長を認める。
4. 更新申込書，学術集会等の参加証あるいは抄録等のコピーを提出する（附則 8）。
5. 本学会認定委員会が資格の審査を行い，理事会が決定する。

移行措置： この制度が施行されてから 3 年間は移行措置として試験を免除し，書類により認定の審査を行う。

1. 移行措置による認定を申請する者は，上に定めた試験による認定申請者の“資格”の全項目を満足するとともに，以下の付加条件のうち および あるいは を満たしていること（附則 11）。

申請時点において，継続的に 5 年間以上の本学会会員歴を有すること。

申請時点からさかのぼって 5 年以内に，本学会主催の学術集会あるいは講習会への出席が 3 回以上または本学会主催の学術集会あるいは講習会での筆頭発表者としての発表が 1 回以上あること。

最近 10 年間に脳波あるいは筋電図・神経伝導検査に関する原著論文，総説，著書等が 3 編以上（うち 1 編は筆頭著者であることが望ましい）あること（附則 12）。論文の別刷りまたはコピーを 1 部提出すること。

最近 5 年間に自分が実際に記録ないし経験した脳波（基準電極導出および双極導出それぞれ 10 秒程度で，脳波記録袋の表書きあるいは校正信号のある 1 頁目を含む），または神経伝導検査等の波形のコピーを 10 例分提出する（附則 9）。

2. 学術集会等に参加したことを証明する参加証あるいは抄録等のコピーを提出すること（附則 8）。
3. 移行措置による認定を希望する者は，移行措置用申請書を提出する（附則 13）。
4. 本学会認定委員会が資格の審査を行い，理事会が決定する。

附 則

1. 本制度の変更は、認定委員会で決定し、理事会の承認を経て、評議員会および総会の承認を必要とする。ただし、附則の変更は、認定委員会で決定し、理事会の承認を得るのみとする。

2. 移行措置は2006年1月1日より実施する。

3. 移行措置期間中、留学等で休会している者は、その間の会費を納入すれば会員歴の継続とみなす。

4. 医師の場合、「認定医」と「認定技術師」の資格を共に取得することも可能であるが、両者を取得しても、特にその知識の深さと技術の高さを保証するものではない。

5. 申請料

脳波分野および筋電図・神経伝導分野の二つの資格を同時に受験する場合は、合計7,500円とする。

試験制度導入後は、諸経費分を上乗せすることがある。

6. 認定料

脳波分野および筋電図・神経伝導分野の二つの資格を同時に取得する場合は、認定医は3万円、認定技術師は2万円とする。

認定証の再発行は1回に限り認める。手数料は5,000円とする。

7. 関連講習会

臨床神経生理技術講習会・東京、臨床神経生理研究会（九州）、医師のための筋電図・神経筋電気診断セミナー、臨床筋電図・電気診断学入門講習会

今後、臨床神経生理学の技術と知識を向上させるために学会主催あるいは共催の講習会を可能な限り多く開催することを検討する。

8. 参加証

発表者本人は、参加証のかわりに抄録等のコピー提出でも認めるが、それ以外の参加者は参加証を提出すること。

9. 波形と所見のレポートの提出方法

(1) 脳波および筋電図・神経伝導検査等の波形ないし所見のレポートの提出方法と書式については、本学会認定委員会のサンプルを参考にして作成する。内容が同様であれば、形式は異なってもよい。

(2) 医師、臨床検査技師、看護師以外の研究者は、正常被験者のデータでも可とする。

(3) 脳波および筋電図・神経伝導検査の波形を含む提出書類は、すべてA4サイズにして申請書類に添えること。

10. 更新点数

(1) 学会、研究会への参加

15点：日本臨床神経生理学会学術大会〔註〕、日本臨床神経生理学会技術講習会〔註〕、国際臨床神経生理学会（ICCN）

〔註〕日本臨床神経生理学会学術大会に参加した場合15点、日本臨床神経生理学会技術講習会に参加した場合15点。ただし、同一年度にこれらの両方に参加した場合は20点とする。

10点：臨床神経生理技術講習会・東京、臨床神経生理研究会（九州）、医師のための筋電図・神経筋電気診断セミナー、臨床筋電図・電気診断学入門講習会

7点：ISBET、国際誘発電位シンポジウム、国際てんかん学会、アジア・オセアニアてんかん学会、国際小児神経学会、アメリカ神経筋電気診断医学学会（AANEM）、アメリカ臨床神経生理学会（ACNS）、

ヨーロッパ臨床神経生理学会，アメリカてんかん学会，アジア・オセアニア臨床神経生理学会，国際ヒト脳機能マッピング学会（HBM）

5点：日本小児神経学会，日本てんかん学会〔註〕，日本睡眠学会，日本ヒト脳機能マッピング学会，日本てんかん外科学会，日本神経科学学会，日本生理学会，日本整形外科学会，日本神経学会，日本脳神経外科学会，日本精神神経学会，日本リハビリテーション医学会，日本薬物脳波学会，日本生体磁気学会，日本生理心理学会，日本脊椎脊髄病学会，日本臨床衛生検査技師学会，日本理学療法士学会，日本臨床検査医学会

〔註〕日本てんかん学会に参加した場合5点，同学会前日開催の「教育セミナー」に参加した場合5点。ただし、これらの両方に参加した場合でも5点、片方の場合でも5点とする。

2点：関東臨床神経生理研究会，福岡臨床と脳波懇話会〔註〕，Fm 研究会，日本脳電磁図トポグラフィ研究会，日本生体医工学会，脊髄機能診断研究会，関東神経生理検査技術研究会，日本神経生理検査研究会，首都圏神経筋電気診断フォーラム

〔註〕年1回の参加でも2点，1回以上の参加でも2点とする。

他に認定委員会が適当と認める学会および研究会。点数は学会の規模や内容に応じて決め，理事会で最終的に決定する。

(2) 学会発表：日本臨床神経生理学会学術大会5点（発表者本人に限る）

(3) 原著論文（短報も含む）：

臨床神経生理学，Clinical Neurophysiology の筆頭著者10点，共著者5点。関連国際誌（Muscle & Nerve など）の筆頭著者7点，共著者3点。関連国内誌（臨床脳波など）の筆頭著者3点。

別刷もしくは論文全体のコピーを提出する。掲載誌や論文内容が脳波分野あるいは筋電図・神経伝導分野に関連したものであるかを認定委員会が判定する。

11. 本学会への貢献度や，「認定医」または「認定技術師」に必要な知識と技術を有すると判断するに十分な他学会等の資格は，それを申請書に記載する。これにより，付加条件の一部を省略することができる。

12. 誘発電位に関する原著論文，総説，著書等も，脳波あるいは筋電図・神経伝導に関連性があると判断されるものは認める。脳波分野と筋電図・神経伝導分野の資格を重複申請する場合は，論文内容が重複しないこと。

13. 申請書

本学会認定委員会が申請書の書式（移行措置用も含む）を別途作成する。

申し合せ事項

移行措置終了後に，移行措置に関する条項は本規定からすべて削除する。

2006年11月28日変更（附則）

2007年8月5日変更（附則）

2007年11月22日変更（認定医制度、認定技術師制度、附則、申し合せ事項）